

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年5月12日)に伴う工事及び業務の対応
及び「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改訂について**

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年2月12日付 財監第308号）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年5月7日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の1都2府1県から愛知県、福岡県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された緊急事態措置区域も含めて同5月12日から5月31日まで緊急事態措置を実施することが決定されました。

これを受けて、国土交通省より引き続き、適切に対応するよう事務連絡がきておりますのでお知らせします。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられ、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」においては、感染対策啓発用のポスター等の充実が図られております。

これらを踏まえて、国土交通省より、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」等が送付されましたので、お知らせいたします。

ガイドラインにつきましては、データ容量の関係から福岡市ホームページよりご確認ください。

貴会におかれましては、当該取組についてご理解と感染予防対策の更なる徹底等をお願いするとともに、会員、傘下団体等の方々に周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

＜緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応＞

01_【R3.5.12付_事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について

02_【R3.4.25付_事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

＜「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂＞

03_【R3.5.12付_通知】「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

04_【参考資料】(見え消し) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日改訂版)

05_建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))

※福岡市ホームページよりご確認ください

○公開するページ

福岡市ホーム >健康・医療・福祉 >健康・医療・年金 >健康 >感染症予防に関すること

>新型コロナウイルス感染症に関する情報(トップ) >事業者向け情報

>福岡市発注工事等受注者のみなさまへ(新型コロナウイルス感染症関連)

○ホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/coinfo.html>

【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課

TEL 092-711-4844